

プラチナチケット「選挙権」



選挙といってもまだピンとこないかもしれないけど、18歳になったらみんなに与えられる権利、それが選挙権なんだ。
まずは、選挙権について説明しよう！

※選挙権年齢が18歳以上になるのは、国政選挙については、平成28年6月19日以降に公示される選挙から、地方選挙等については、上記国政選挙の公示日以後に告示される選挙からです。

明治時代はプラチナチケット？



明治時代の有権者は、一定額以上を納税する25歳以上の男子に限られ、その数は、全人口のわずか1.1%でした。選挙権が現在のように一定の年齢の全ての国民に与えられるようになるまでには、長い時間がかかったんだよ。



被選挙権(選ばれる権利)は、選挙権とはちょっと違ってよ！

選挙権(選ぶ権利)

【要件】

国会議員

日本国民で年齢満18歳以上の者

地方公共団体の議員・長

日本国民である年齢満18歳以上の者で同一市町村に引き続き3か月以上住んでいる者

☆選挙権・被選挙権の要件は、以上のとおりですが、公職選挙法や政治資金規正法に定める一定の罪を犯した者などは除かれます。

被選挙権(選ばれる権利)

【要件】

衆議院議員、市町村長

日本国民で年齢満25歳以上の者

参議院議員、知事

日本国民で年齢満30歳以上の者

県・市町村の議会の議員

その選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者



ひとくちメモ「立候補はタダではできない？」

立候補するには、町議会議員選挙を除き、一定の金額を国(法務局)に供託する必要があります。これは当選を争う意思のない候補者の乱立を防ぐのが目的で、知事選挙だと300万円、県議会議員選挙だと60万円が必要となります。